

# 1 生徒心得

社会の一員として、また、飛鳥高校の生徒としての誇りと自覚を持ち、自己の目的を達成するために、以下の事項を守ることから学校生活を確立してください。

## (1) 日常の学校生活

- ① 登校時間 1 5 時 1 5 分以降、活動時間 2 1 時 4 5 分、完全下校 2 2 時 0 0 分です。（原則として登校時間の繰り上げや下校時刻の延長はありません。）
- ② 下校後は近隣住民の迷惑にならないよう速やかに帰宅してください。（青少年の深夜〔午後 1 1 時～午前 4 時〕の外出は、東京都青少年育成条例に触れる行為です。）
- ③ 校内では、上履き(本校指定)を履いてください。（部外者侵入による危険防止及び給食等の衛生上の問題のために必ず守ってください。）
- ④ 生徒の登下校は「生徒昇降口」を利用します。正面玄関は来客・職員用です。（生徒は利用しないでください。）
- ⑤ 通学に自転車を利用する場合は、必ず事前に「自転車通学届」を提出し、登録時に渡されたシールを貼ってください。  
生徒昇降口横（西側）の駐輪場に整頓して駐輪してください。（生徒昇降口や保健室前付近に放置駐輪しないでください。）
- ⑥ 授業時、休み時間も含め、原則、登校後の外出は認められません。（やむを得ない理由がある場合は、担任の許可を得ましょう。）
- ⑦ 休業日（土曜・日曜・祝日）の登校は原則できません。（部活動等の登校は許可が必要。）
- ⑧ 登校後は授業に出席し、授業がない時間帯は、「コモンホール」または「図書メディア室」にて待機します。（授業中に便所や立入禁止箇所にとどまる、校内をうろつくなどは絶対にしないでください。）
- ⑨ 校内での飲食は「コモンホール」で可能です。なお、定時制は「給食」が原則です。やむを得ない事情で給食を予約できず、食事をとった場合は、きちんと片付け、残った物は持ち帰りましょう。なお、汁が残るような食べ物は禁止です。
- ⑩ 儀式的行事、講演会などの集会では帽子を脱ぐなど襟を正し、場に合った社会人としてのマナーを心がけてください。
- ⑪ 欠席の連絡は、始業前に保護者から定時制職員室（担任）に電話連絡してください。
- ⑫ 校内での携帯電話等の充電を禁止します。
- ⑬ 校内のエレベーターは原則使用禁止です。（ケガ等で使用を希望する人は担任まで申し出てください。）

## (2) 授業中の心得

- ① 始業直前には定められた座席に着席(体育は整列)し、速やかに授業が開始できるようにしてください。
- ② 教科書、ノート、上履きなどを忘れてはいけません。
- ③ 担当教員の指示に従い、授業の進行を妨げる私語はしないでください。
- ④ 遅刻をしないでください。遅刻してしまった場合は、授業の進行を妨げないよう入室してください。
- ⑤ 授業を早退するときは、理由を担当教員に告げて許可を得てから退室してください。
- ⑥ 携帯電話の着信音を鳴らしたり、操作したりしないでください。（授業中は電源を「OFF」にしてください。）

- ⑦ 授業が休講などの場合は、「コモンホール」または「図書メディア室」にて自習してください。

### (3) 問題行動等への対応

学校の風紀を乱し他人に迷惑をかけるなど、日常の学校生活を送るために支障を来す行為には厳しく対応するのが本校の方針です。特別指導があり、改善する意思のない生徒には進路変更を促すことがあります。なお、保護者の来校が必要となります。

以下の様な被害に遭う、また、目撃した場合には、速やかに担任やその他の先生に申し出てください。

- ① 他人の人格を無視し傷つける「いじめ」。
- ② 教職員、生徒、その他の者に暴力を振るう。(指導無視、生徒同士や部外者との喧嘩)
- ③ 教職員、生徒、その他の者に暴言を吐く、脅迫するような言動・態度をする。
- ④ 喫煙行為(校外外、登下校時、成人を問わず)及びその同席、また、タバコ、電子タバコ等やライターの所持、禁煙パイポなど喫煙にかかわる一切。  
(校内は教職員も含め、全面禁煙です。)
- ⑤ 飲酒行為。(校外外、成人を問わず)
- ⑥ 薬物乱用行為。
- ⑦ オートバイ、自動車による通学。知人による送迎。  
(怪我などのやむを得ない理由で保護者が送迎する場合は、担任の許可を得てください。)
- ⑧ 地域からの信頼を損ねるような行為。学校周辺の公園や団地敷地内など公共の場でのうろつき・たむろ・飲食・喫煙・オートバイ放置など。  
(※王子郵便局前歩道のベンチや公園内は住宅敷地内です。苦情を受ける原因となるので、登校時間帯、夜間を問わず立ち入らないでください。特別指導の対象となります。)
- ⑨ 他人のロッカーを開け、他人の物を無断借用すること。
- ⑩ ロッカーなど備品やガラスなどの破損や汚損(落書きなど)。
- ⑪ インターネットを活用する際に、違法・有害情報にアクセスすること。また、インターネット上の掲示板や携帯電話のメールを利用して、他人を誹謗・中傷するなどの行為。
- ⑫ 友人などの部外者を校内に入れることや学校付近に待機させること。
- ⑬ 定期考査等での不正行為。

上記①～⑬の行為及び校内秩序を乱し他人を傷つけるような行為等には指導せざるをえません。その他、自分のとった行動は社会的に許されるものか、また、他人にいやな思いをさせるかをよく考えて、自分の行動には責任を持って学校生活を送ってください。

### (4) 掲示

- ① 校内での掲示は、生徒会の許可を得て所定の場所に行うことができます。ただし、基本的な人権を損なうもの・営利を目的とするもの・著しく風俗を害するものは許可されません。
- ② 掲示の調整・判断はすべて生徒会が行います。

### (5) 遺失物・拾得物

遺失物・拾得物があったときは、生徒部に届け出てください。

### (6) 器物破損

ガラス等、学校の施設を破損しないように注意して下さい。万一破損してしまった場合には

直ちに先生方に連絡をして下さい。原則弁償することとなります。

(7) 盗難・紛失防止

貴重品などは、まず「なくならないように自分で管理する」習慣をつけてください。

- ① ロッカー、下駄箱には必ず鍵をつけましょう。
- ② 貴重品の管理は各人で責任を持ち、盗難や紛失などが無いよう十分注意する。本人が管理できない時は、ロッカーに入れきちんと施錠するか担任または教科の先生に預けるようにしてください。